開発行為許可通知書

第5-3号

住所高松市上林町 30 番地 8氏名又は名称アイラックホーム株式会社及び代表者名代表取締役 増元 浩二

令和5年5月18日付で受付した開発行為については,都市計画法第29条第1項の規定により許可する。

令和5年6月5日

三木町長 伊藤良春



許可の内容

開発区域に含まれる 地域の名称	木田郡三木町大字氷上字北中川 1468 番 1					
開発区域の面積	1, 064. 59 m ²			٠.	ı	
予定建築物の用途	一戸建ての住宅 (4戸)					

許可の条件

法第41条第1項の規定に基づく制限

(付記)

- 1 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他 宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して60日以内に都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に対して 審査請求をすることができる。

ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第51条第1項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。

開発行為変更許可通知書

第 5-4 号

住所高松市上林町 30 番地 8氏名又は名称アイラックホーム株式会社及び代表者名代表取締役 増元 浩二

令和5年6月22日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第35条の2第1項の規定により許可する。

令和5年6月27日

三木町長 伊藤 良春 二木田

許可の内容

開発区域に含まれる 地域の名称	木田郡三木町大字氷上字北中川 1468 番 1
開発区域の面積	1, 064. 59 m²
予定建築物の用途	一戸建ての住宅(4戸)
変更内容	設計変更

許可の条件

・工事完了届出書提出時に、工事施工状況報告書(工事写真等)と添付すること。

法第41条第1項の規定に基づく制限

(付記)

- 1 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正 万全を図ってください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して3月以内に都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に 対して審査請求をすることができる。

ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第51条第1項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。

開発行為に関する一般的注意

- 1 この許可は、都市計画法に基づくものであり、他の法令(道路法、農地法、文化財保護法、森林法等)による規制がある場合は、それらの許可を受けてから工事に着手すること。
- 2 工事中の防災対策,特に流排水の措置,騒音の防止,交通の安全,防じん等の対策については,事前に関係者とも協議してその方法を定め,また工事の現場責任者を明確にして,適確な措置を講じること。
- 3 工事完了後工事の状況が確認できないような場合は、寸法等を明らかにした写真を撮り、検 査の際提示すること。